

唐津市監査委員公告

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月30日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

財政援助団体等監査結果報告書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 対象とした団体

公益財団法人唐津市文化事業団

(所管課) 地域づくり部文化振興課

(2) 対象とした事項及び範囲

令和6年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和8年2月13日から令和8年3月27日まで

5 監査の着眼点

団体において、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかどうか、指定管理施設の管理について、協定内容に沿い適切に行われているかどうか、また、所管課においては、財政的援助の支出の目的・根拠が明確で、公益性・必要性が担保されているか、団体に関する指導監督等は適切に行われているかについて監査を実施した。

(1) 財政援助団体関係

ア 関係書類の整備、記帳は適切か。また、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- イ 補助事業は、事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ウ 定款並びに経理規程等の諸規程は整備されているか。
- エ 会計経理及び財産管理は適切か。
- オ 指定管理者については、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(2) 所管課関係

- ア 団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。
- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ウ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- エ 指定管理者については、事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について調査し、関係職員から説明を聴取しながら実施した。

7 団体の概要及び唐津市との関係

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地
唐津市西城内 5 番 26 号
- イ 設立年月日
平成 2 年 10 月 24 日（財団法人唐津市文化振興財団）
平成 24 年 11 月 30 日（公益財団法人唐津市文化事業団）

ウ 基本財産

32,344,680 円

エ 設立の目的（定款記載の原文のまま）

この法人は、悠久の歴史の中で育まれた唐津市の歴史的文化の継承及び振興並びに市民の芸術文化活動の振興に資する事業を行い、もって創造性に満ち、豊かで潤いのある地域の文化づくりに寄与することを目的とする。

オ 事業内容

- ・ 芸術文化の創造、振興及びそのための施設の運営に関する事業
- ・ 唐津に残る歴史的文化の継承及び振興に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び社員数（令和7年4月1日現在）

役員 14 名、常勤職員 27 名

キ 指定管理の受託施設

唐津市末盧館、唐津市西ノ門館、唐津市埋門ノ館、唐津市相知交流文化センター、唐津市旧高取邸

(2) 唐津市との関係

唐津市は、公益財団法人唐津市文化事業団（以下「事業団」という。）に対し、前項記載の基本財産のうち 30,000,000 円を出捐し、運営費等の補助金を交付し、及び公の施設の管理を行わせている。

令和6年度においては、運営費及び事業に対する補助金 12,195,333 円を交付するとともに、唐津市末盧館をはじめとする合計5施設の管理 112,579,000 円、唐津市歴史民俗資料館施設維持業務 999,900 円、曳山展示場案内業務 10,076,000 円、市民文化祭実施業務 1,290,000 円を委託し、その委託料は総額で 124,944,900 円となっている。したがって、事業団における令和6年度収入決算額 147,222,379 円に対する本市からの財政支出額は 137,140,233 円となり、決算額に対する公金支出額の占める割合は 93.2%となっている。

8 監査の結果

監査の結果は、概ね適正なものであったが、一部改善を要する事項は次のとおりであった。なお、軽易な事項については、指導・注意事項等としてその都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略する。

【事業団】

(1) 領収証の記載不備について [指摘事項]

令和6年度において事務局及び各施設が備えていた領収証(控)を確認したところ、宛名、発行者情報の記載のない領収証が多数見受けられた。

領収証は、金銭のやり取りに関する証憑であり、取引の事実や正当性を証明するものであるため、取扱金額は高額ではないものの、統一した適正な処理をされたい。

(2) 備品台帳の整理不備について [指摘事項]

唐津市文化事業団経理規程第39条に「会計責任者は、物品台帳を備え、常に物品の供用及び在庫の状況を明らかにしておかなければならない。」とあり、実際には備品台帳の名称で管理されているが、その中には、既に指定管理期間が終了した「唐津城」、「古代の森会館」及び「歴史民俗資料館」を供用先としたままの備品が多数見受けられた。

また、令和6年度中に4件の廃棄届が提出されていたが、台帳には処分日を記載したのみで処理顛末欄は空欄であった。

規程に沿った適切な物品の管理を行われたい。

【所管課】

文書で指摘するような改善を要する事項及び問題点等は見受けられなかった。

監査委員の意見等

当該団体は、地域の文化づくりに寄与することを目的とし、芸術文化の創造、振興及びそのための施設の運営に関する事業、歴史的文化の継承及び振興に関する事業、その他法人の目的を達成するために必要な事業をその内容として、様々な芸術文化の振興に関する事業を行っている。

令和6年度決算を見てみると、全体事業費の約8割が市の文化施設の管理に係る経費であり、施設管理以外の文化振興に関する事業いわゆるソフト事業に要した経費は3%程度にとどまっている。当該団体の活動のための財源の多くが市からの団体運営に係る補助金、また、市の文化施設の管理に係る指定管理料等であり、自主財源が非常に厳しい状況にある。

このような状況の中、定款に掲げる創造性に満ち、豊かで潤いのある地域の文化づくりに寄与するという目的を達成するための事業を継続されてきたと考えるが、デジタル化やグローバル化の進展など社会状況の変化に対応し、安定的な芸術文化活動の振興を継続するためには、さらなる自主財源の確保に努める必要があると考える。

なお、市におかれても、団体の設立から30年以上が経過し、当初の設立目的の達成状況、また、これまでの活動状況を検証するとともに、文化芸術に係る社会環境や行政ニーズの変化等を踏まえ、今後における団体の役割、あり方について総合的な検討を行われるよう要望する。

[参考説明]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

指 摘 区 分		基 準
指摘事項	公 表	合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反又は不当な事項、又は法規等には違反しないが、その妥当性（公正性、正確性、適正性、3E（経済性、効率性、有効性）など）に問題があり不適切であると認められるもの
意見・要望事項		合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反とまでは言えないものや、その妥当性等に何らかの課題が認められるもので、指摘事項とまでは言えないが、監査委員が意見や要望等として表明し改善を求めるもの
指導・注意事項	非公表	上記に該当しない軽微な違反や不適切事項などで、口頭指導するもの

注：法規等とは、法令、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなどを含む広義のもの
妥当性には、広義の社会性や市民感覚等も含まれる